

屋外広告業の登録等をされた方へ

屋外広告業者は、「秋田市屋外広告物条例」・「秋田市屋外広告物条例施行規則」の規定により、次のとおり手続きすることが必要になります。

1 標識の掲示について

- (1) 標識の掲示（秋田市屋外広告物条例第23条の2）
屋外広告業者は、登録した営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号等を記載した標識を掲げることが義務付けられています。
- (2) 標識の掲示事項（秋田市屋外広告物条例施行規則第25条）
裏面記載の屋外広告業者登録票(様式3号)の内容となります。

2 帳簿の備え付けについて

- (1) 帳簿の備付け等（秋田市屋外広告物条例第23条の3）
屋外広告業者は、登録した営業所ごとに屋外広告物帳簿(任意様式または電子データでも可)を備え付けすることが義務付けられています。
- (2) 帳簿の記載事項（秋田市屋外広告物条例施行規則第26条）
裏面記載の屋外広告物帳簿(任意様式)の内容となります。

3 届出について

- (1) 登録事項の変更の届出（秋田市屋外広告物条例第21条の5）
屋外広告業者は、登録した事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出ることが義務付けられています。
- (2) 廃業等の届出（秋田市屋外広告物条例第21条の7）
屋外広告業者は、同条例に規定する理由により営業を停止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出ることが義務付けられています。

※根拠となる「秋田市屋外広告物条例」・「秋田市屋外広告物条例施行規則」は、下記ウェブサイトから確認できます。

【秋田市屋外広告物条例】

http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/dc/reiki/reiki_honbun/c302RG00000494.html

【秋田市屋外広告物条例施行規則】

http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/dc/reiki/reiki_honbun/c302RG00000495.html

様式第3号（第20条関係）

← 40センチメートル以上 →

屋 外 広 告 業 者 登 録 票		↑ 35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上 ↓
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登録番号	秋田市屋外広告業登録 第 号	
登録年月日	年 月 日	
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名		

任意様式（第21条関係）

屋外広告物帳簿

注文者の氏名又は名称				
注文者の住所				
電話番号	() -			
広告物の表示又掲出物件の 設置の場所				
表示した広告物又は設置し た掲出物件	名称 又は 種類		数量	
当該表示又は設置の年月日	年 月 日			
請負金額	円			